

令和3年 第2回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 2月26日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 7番 幸妻 正浩 会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農業委員 1名
6番 坂元 洋子

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第8号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第9 議案第13号 農地の賃借料情報提供について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

では、皆さんこんにちは。

【あいさつの声】

ただいまから、令和3年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

はい。それでは始めます。

本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

なお、欠席の坂元洋子委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番松井正一郎委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日2月26日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、2月の業務報告についてでございます。

5日には、家族経営協定調印式を開催しております。

2月の総会関係でございますが、19日に現地調査を行い、本日26日が総会となっております。なお、本日の総会終了後には、第4回高鍋町経営改善等対策会議が開催されますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3月の業務計画でございます。

3月の総会関係でございますが、23日に現地調査、29日に総会を行うこととしておりますので、よろしく願いします。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申しあげます。

5条1件、2月2日付で許可となっております。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから3ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領の9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 令和3年2月9日 売渡し及び貸渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 545㎡ ほか1筆

2番 令和3年2月10日 貸渡しの申出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 4,473㎡ ほか1筆

3番 令和3年2月17日 借受けの申出です。

申出者 〇〇〇〇

希望する農地の概要 〇〇地区 地目 田及び畑

面積 10,000㎡程度

以上、この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し又は貸渡し 申出 担当委員 7番 坂本 幸 推進委員

順番委員 1番 橋口 卓史 推進委員

2番 貸渡し 申出 担当委員 8番 宮越 美秋 推進委員

順番委員 5番 永友 定己 推進委員

次の3番の借受け申出については、希望している大字〇〇地区の担当委員2名をあっせん委員に指名いたします。

3番 借受け 申出 担当委員 3番 橋口 昌央 推進委員

担当委員 7番 坂本 幸 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を

議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10 ページをお開きください。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 256㎡ ほか1筆

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、幸妻委員お願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

説明いたします。この案件は〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転でございます。場所につきましては11 ページをちょっと見てください。カラー一刷りですね。下の方に多くの三角の道路がありますが、そこが〇〇の〇〇でございます。そこから北西の方へ約100m ぐらい入ったところの右側、この黄色い斜線でございます。この黄色いところの手前にオレンジ色の〇〇が写っていると思いますが、ここが〇〇〇〇さんの家でございます、隣になります。

ここをこの前現地調査でちょっと行ったときに草は切ってありました。草を切って、いつでもロータリーがかけられるような状態となっておりました。

先々にはここで観光農園をやりたいということで今回購入をされたということです。

購入金額につきましては10a 当り〇〇〇〇円ということで聞いております。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。
推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]
ありません。

[議長]
はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]
はい。12 ページをお開きください。農地法 3 条調査書を付けております。
農地法 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。
譲受人は、〇〇において甘藷、落花生、飼料稲を栽培しており、今回の申請は農業経営規模の拡大であり、申請地において白菜、人参、大根、落花生、果樹等を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]
ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
はい。17 ページをお開きください。

議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」
です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 464m² ほか2筆
申請人 〇〇〇〇

転用目的は自治会の運動公園及び駐車場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは説明いたします。資料の20ページ目を見てください。見取図があります。これを横にさせていただくと、図面の真ん中を今東西に走ってるのが県道の〇〇線であります。

それから〇〇の西側を通過して、〇〇に通じる道路沿いに〇〇があります。〇〇の西側の〇〇の一角が申請地ということになっております。この付近は昔からの住宅街なんですけども、21ページを見てください。申請地は右下に囲ってあります****番*、これが駐車場として、それから左上の****番*と*ありますが、これが地区のイベント広場ということで、もう昭和50年頃から提供されておるということでございます。

今後利用が予定をされておるんですが、地目が農地ということで農業委員会から4条による農地転用が必要と今回指導を受けまして、所有者から申請が出ております。また確約書とか始末書も提出をされております。

現況は雑種地なんですけど、地目を雑種地に変更されるということで、計画をしているようであります。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第一種低層住居専用地域に規定する用

途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。
第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23ページをお開きください。

議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番1 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 284㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は一般個人住宅です。

1番2 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 190㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は一般個人住宅です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明します。一緒に説明をさせていただいていいですね。

場所は25ページを見てください。〇〇の北側に〇〇がありますが、そのすぐ北北西に位置する農地であります。この周りが全部もう今既に農地転用がされておるといことでございました。26ページを見ていただきますと、2筆ありますけども、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟ということでありまして、問題はないということなんですが、下が〇〇〇〇さんという方がもう既に宅地を造られております。

左側は〇〇かなんかできる予定になっておるといことで、宅地に囲まれたところが申請地となっております。

売買単価ですが、一坪当り約〇〇〇〇円となっております。土地の造成費及び建築費用が〇〇〇〇円といことで、合わせて〇〇〇〇円ぐらいになるんですが、夫婦合わせて〇〇〇〇円の住宅ローンの融資の結果通知書が添付をしてありました。

汚水及び雑排水が公共下水道へ接続するといことです。それから雨水は道路側溝へ放流予定となっております。

地元の水利組合長による問題ないといことの証明も付いておりました。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は都市計画用途区域、第一種住居地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象となっております。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 515㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。申請地は大字〇〇字〇〇地区の 2 筆で、〇〇から南東へ約 120m ほど行ったところの高台の畑です。

今まで長年に渡り〇〇〇〇さんが作付けされていまして、〇〇〇〇さんは当初贈与でもよいという考えでした。けれども、〇〇〇〇さんのお母さんが亡くなられた後は賃料が支払われていなかったということもあり、今までの賃料として〇〇〇〇円を代価として支払われるそうです。

現地を確認したところ、2 筆とも隣接する畑と一緒にきれいに耕運された状

態でした。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 505㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。〇〇〇〇さんの住所は〇〇ですが、〇〇の認定農業者ということでされてあります。場所は〇〇から〇〇に向かって約200m行った〇〇、〇〇との境を左折していただいて、約300m行ったところを右折した右側の2枚目の田んぼになります。

図面上では5枚目になるんですけども、最初の3枚分が1枚で残りの分が1枚という形で耕運作業もされてありました。

10a当りの反価が〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。
御意見、御質問はございませんか。

[事務局]

すみません。

[議長]

はい。

[事務局]

一部訂正させてください。今推進委員からの説明で10a当りが〇〇〇〇とおっしゃったんですけれど、これ全体で〇〇〇〇。

[推進委員 2 番]

全体ですね。すみません。

[事務局]

はい。505㎡で〇〇〇〇円ということで訂正をさせてください。

[議長]

はい。そのほか何か質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 4, 600㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番。説明いたします。県農業振興公社より〇〇〇〇さんへ所有権の移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で〇〇であり、〇〇、甘藷、人参などを生産されています。

今回の申請は公社の特例事業を使って4年10か月前から作付けされていましたが、約束の期日が来たので公社より買受るものです。

申請地は〇〇を南に80mぐらいのところ、現在は収穫後に堆肥の山がいくつか積んでありました。

価格は畑5, 788㎡で、〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 372㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[推進委員 5番]

はい。5番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の無償移転です。〇〇さんは千切り大根、早期水稻の栽培をされております。

申請地は〇〇から北へ200m、それから西へ150m行ったところの農地で水田です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけられてありました。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました

次に利用権設定です。

次の1番の案件につきましては、利用権の設定を受ける者が橋口昌央推進委員本人である案件ですので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央推進委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央推進委員退室】

それでは続きを行います。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 770㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定です。〇〇〇〇さんは早期水稲及び〇〇の経営をされております。

申請地は〇〇から東へ250m、そこから北へ300m行ったところの農地で水田であります。2筆で3,737㎡あります。

現地はロータリーがきれいにかけてありました。

期間は3年で、年間収で10a 当り〇〇kgとのことです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口昌央推進委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央推進委員入室】

続きまして、2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 4, 533㎡ ほか7筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、利用権の再設定であります。〇〇〇〇さんは先ほど言いましたように千切り大根と早期水稻を栽培されております。

申請地は〇〇のところを東へ100m、そこから南へ200m行ったところの農地で水田であります。他に7筆あります。7筆で7,923.72㎡あります。

現地はいずれも大根が作付けされ、及び植えてないところはロータリーがかけてありました。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 756㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定であります。2人は親子関係です。〇〇〇〇さんはキャベツ、白菜などを栽培されております。

申請地は〇〇の〇〇を300mほど登って行きます。すると〇〇があります。その手前の農地2, 779㎡であります。

期間は10年間で、現地はキャベツが作付けされてありました。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 392㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇との利用権の設定です。

申請地は〇〇から西に110m行って、右折をしていただいて、〇〇の〇〇を左折し、高速道路の下を抜けた左側に〇〇の本社があります。その向い側になるのが申請地です。現地を確認したところ、耕運がされてきれいになっていました。

契約期間は3年間で、10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 186㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権設定です。申請地は〇〇から北に約200m行った十字路を左折していただいて、高速道路の〇〇橋を渡り、約200m行った右側になります。

農地は6筆ですけども、現地を確認すると1枚にされて耕運がされてました。期間は5年間で、10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 398㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の設定です。

申請地は〇〇から、先ほど言いましたけど西に 1 1 0 m 行って右折していただいて、〇〇を北の方に通り過ぎていただいて、約 4 0 m 行った T 字路を左折して、2 0 m 行った右側になります。

ここを昨年まで〇〇さんが作付けされてましたが、隣の敷地に水が流れてくるということで合意解約をされた畑で、しばらく借り手が見つからず所有者が荒れるのを心配されていましたが、無償でならということで申出があって〇〇〇〇さんが作付けをするということでなったようです。

現地を確認したところ、隣に入らないように高畦が築かれて、畑はきれいに耕運されてました。

期間は 5 年間で、無償です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 6 4 5 m² ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への利用権賃借の再設定の申請です。

申請地は〇〇****番*、645㎡と****番*、1,186㎡の2筆。いずれも隣同士で1枚の畑です。現場は〇〇の〇〇を東に100数十m付近に〇〇さんの工場があります。その横の〇〇がありまして、その間の〇〇畑でございます。

現地には〇〇が以前から植栽されているようで、きれいに管理されてました。賃借期間は1年間。料金は年間10a 当り〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8 番の案件について申し訳ありません。説明の前に1点訂正をさせていただきます。利用権を設定する者の住所が誤っております。正しくは〇〇*
*〇〇*の*号。住所だけもう一度言います。〇〇**〇〇*の*号です。

【話し声】

訂正をお願いします。失礼いたしました。

それでは説明に入らせていただきます。

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 921㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の再設定でございます。

申請地は〇〇の 2 筆は〇〇のすぐ西側でございます。

現状は稲が刈り取られたままになっていました。本人確認すると今後も早期水稻を植えるというようなことでした。またもう一つも同じく〇〇の北側に一つ挟んだところがございます。

現状はハウスが建っており、そこに野菜の苗等を作っていると思います。〇〇〇〇さんは露地野菜、早期水稻などを栽培される認定農業者でございます。

期間は 5 年で、賃借料は 1 0 a 当り粃で〇〇kg です。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 4 8 2 m² ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の再設定です。

申請地は大字〇〇字〇〇地区の 1 筆と〇〇地区の 1 筆の 2 筆で合計 9 7 7 m² です。1 0 号線の〇〇交差点から東へ 2 6 0 m ほど行ったところの水田です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは町内で幅広く飼料用稲、藁、早期水稻、野菜を栽培されています。

現地を確認したところ、****番地の1筆は隣の****番地と一緒に整地され、2筆とも一緒にきれいに耕運されていました。

賃料は10a当り〇〇〇〇円で、期間は3年間だそうです。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 991㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権の設定です。

申請地は大字〇〇字〇〇地区の4筆で、国道10号線横にあります、〇〇から北へ150mほど行ったところの水田です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは町内で飼料用稲、藁や水稻を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、4筆ともきれいに耕運された状態でした。

賃料については〇〇〇〇さんの別の農地の水稻栽培作業を〇〇〇〇さんが受託されており、相対契約覚書が出されて無償で、期間は3年間だそうです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 3,978㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への利用権の再設定です。
申請地は大字〇〇地区の1筆で、〇〇より北西へ400mほど行ったところ
の〇〇右岸堤防下の農地です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは付近の農地で
早期水稻を幅広く栽培されております。

現地を確認したところ、きれいに耕運された状態でした。

また賃料は10a当り玄米で〇〇kgで、期間は1年間だそうです。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,375㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは認定農業者でごぼう、干し大根、甘藷等の栽培をされています。

申請地は〇〇線の〇〇から北へ200mほどの農地です。

現地を確認したところ、ロータリーできれいに整地をされていました。

期間は1年で、10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

次の13番から15番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者についての説明は省略いたします。

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 683㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権設定です。

申請地は〇〇****番*、2, 683 m²。続いて〇〇****番*、907 m²。****番*、1, 280 m²の3筆。いずれも畑です。

場所は〇〇と〇〇とのほぼ中間地点になりまして、道を挟んですぐ近くにあります。

耕作者は〇〇の認定農業者で〇〇〇〇さん。主に甘藷、大根、里芋等、露地野菜を経営されているようです。

現地を確認したところ、今は何も作付けされてなく、攪拌されて1か月以上は耕されていないのかなという様子でした。本人に電話連絡を何度となくつけてみましたが、話すことはできませんでしたので、それ以上の詳細はないです。

賃借期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 4, 054 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明いたします。〇〇〇〇さんと県農業振興公社との農地中間管理事業を活用して、新規での利用権の契約を申すものです。

耕作者は〇〇〇〇さんで、認定農業者です。主に甘藷、大根などを耕作されています。

申請地は〇〇〇〇の工場から南東に150mぐらいの畑です。〇〇の〇〇の
缶とか〇〇の剥いだのが道路と土手の間に置いてありますが、畑はきれいにロ
ーターがかけてありました。

期間は5年で、賃貸料は年間10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 333㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っの県農
業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は大字〇〇字〇〇地区の1筆で〇〇から西へ約300mほど行ったと
ころの〇〇がある畑です。

今年からの耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは付近の
農地で水稻や甘藷を栽培されています。

現地を確認したところ、きれいに耕運された状態で一部は〇〇用の〇〇が伏
せてありました。

また賃料は10a当り〇〇〇〇円で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から15番までの案件について、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

2番から15番までの案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号9、議案第13号「農地の賃借料情報提供について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

37ページを御覧ください。議案第13号「農地の賃借料情報提供について」です。農地の賃借料情報提供につきましては農地法第52条に基づいて行うものです。昨年1月から12月までの農地法第3条許可による賃貸借契約や農業経営基盤強化促進法の報告による利用権の設定の賃借料を集計したものです。承認されましたらホームページにも掲載したいと考えています。御審議のほどよろしく願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(閉会 14時51分)